

# 代 表 質 問

04-03-08

民主党・無所属ネット大阪府議会議員団の中村哲之助です。 質問の機会をいただきましたので、私は会派を代表して、先の知事選で当選され、引き続いて府政を担当されることになった太田知事に、これからの4年間、どのような姿勢で府政運営をされるのか、さらに選挙公約の具体化や、直面している府政の重要・緊急の課題への取組みなどについて、お尋ねしてまいります。

まず、太田知事。このたびの再選、誠におめでとうございます。心からお祝い申し上げます。

今回の選挙で知事が示された公約には、私たちが提案した 小学校低学年での35人学級や、雇用の促進対策など、重要政策の多くが加わりました。掲げられた公約の達成に向け、全身全霊を傾けて取組まれ、府民の期待に応えていただきますよう、切に期待いたしております。

さて知事、私たちは昨年9月議会で、あなたの4年間を振り返り、不十分だった点もあることを指摘した上で、会派として第2期太田府政の実現に向けて取組むことを表明しました。

私たちは、この結論を出すまでに、府政の主要な課題を43項目に分類し、それぞれを、 × の3つに仕分けしました。

その結果、「 が19」、「 が16」、「×が8」という結果になり、全体としては合格点であるとししました。しかし一方で、知事のリーダーシップへの疑問や、議会とのコミュニケーション不足、政治姿勢などを指摘する厳しい意見があったことも事実です。

2期目は、知事を取り巻く政治状況が大きく変わることになりました。だからこそ、私たちは公約が着実に実現されるよう、時には厳しい問題提起も行いながら、より良い府政実現のため、しっかりと活動したいと考えています。

## 1 知事公約の具体化

### 知事の「基本政策」

ところで、先の選挙では4年前とは違い、すでに府政を一期担当したという実績のもと、いろいろな思いをもって挑まれた選挙であったはずですが、今回、17日間フルに府内を廻り、多くの府民と直接触れ合い、色々な声を聞かれました。 この選挙戦を通じて、府民が今、何を一番望んでいると感じられたでしょうか。

私自身も、選挙中に多くの方々から話を聞きました。 「知事が進めている

施策は弱者いじめだ、ひどい」という、厳しい声も一部にはありましたが、大多数の方々は、「大阪をよくするために、公約をできるだけ早く実現してほしい」ということでした。

選挙戦を振り返って、知事の率直な感想をお聞かせください。

また、大阪府には、総合計画で示した10年間の到達目標「みんなでめざそう値」があります。知事は、4年間、公約の実現を通じて、少しでも、この「めざそう値」の達成をめざさなければなりません。

知事の公約は、ある程度、目標年次や数値目標が示されて、マニフェスト的な性格も持っていますが、個々の施策として見た時、4年間の実現の具体的な道筋は、必ずしも明確ではありません。そして、16年度には行財政計画も見直すとされています。改革工程表も新たなものになります。

この際、公約達成の道筋を府民にわかりやすく示すため、知事は公約に掲げた117の施策について、工程表のような、いわば具体化のロードマップを作るべきではないでしょうか。

(知事答弁)

民主党・無所属ネット大阪府議会議員団を代表されましての中村議員のご質問にお答えいたします。

ただいま、中村議員からは私が公約した“基本政策”を中心に、まちづくり、景気・雇用対策、教育・子育て、文化、安全・安心など、本府が直面する重要な課題について、幅広く質問をいただきました。

府民の期待の重さを十分肝に銘じ、全力で府政の推進に取り組む決意でありますので、よろしくお願い申し上げます。

このたびの選挙は私の一期目の実績が問われ、そしてその上に立った大阪再生の歩みを継続させるのかどうかを府民に選択していただく、大阪にとって、そして私にとっても非常に重要なものでありました。

そうした思いをもって挑んだ選挙戦でありましたが、実際に多くの府民の声に触れ、たくさんの激励も頂き、“本当にこの4年間頑張ってきてよかった、間違いはなかった”と確信をいたしました。

同時に次期府政がめざすべき取組みとして公約を訴えていく中で、その実現を多くの府民が望み、期待してくださっていることも確認できました。

一方、厳しいご意見も直接お伺いいたしました。時代の変化の中で府民に痛みをお願いする改革を進めていく際には、誠意をもって丁寧に説明していかなければならない、ということを感じいたしました。こうした府民の声を謙虚に受け止め、今後の府政運営に活かしていきたいと思っております。

中でも大阪再生のスピードアップを望んでおられる声が多かったことは、議員お示しのとおりであります。まずは16年度当初予算について、公約に掲げた政策を

スタートさせるための予算編成を行ったところです。

これからの4年間で、府民の期待に応じて着実にスピードをもって公約を達成していくためには、ご指摘のとおり公約の進行管理を府民に公表する必要があると認識いたしております。今回は特に、できる限り数値目標や実施時期を盛り込んでまとめましたので、毎年度、予算の発表時期に合わせるなどし、その達成状況を公表することとしたいと考えます。

公約を具体的に進めていくには、議会との十分な議論が必要ですので、引き続き、良きパートナーとして緊張関係を保ち、議論を重ねながら大阪の再生を目指したいと考えておりますのでよろしくご理解、ご協力をお願い申し上げます。

### 再生予算枠事業の基本的考え方

次に再生予算枠事業についてお聞きします。

知事公約の具体化を図っていく上で、重要な役割を担っているのが「再生予算枠」です。厳しい財政状況が続き、まさに綱渡りの府政運営が続く中でも、重要課題への的確な対応が求められています。そのためにも、この「再生予算枠」が、真に知事のリーダーシップが発揮されたものとして、その名に恥じないよう、有効に活用されなければなりません。

3年目となる16年度は、総事業費で50億円が組まれています。子どもを取巻く厳しい環境、依然として多発するひったくりや凶悪な犯罪、景気の低迷と高い失業率などを考えますと、再生予算枠の考え方とテーマ設定に異論はありません。

この中には、私たちがかねてから要望してきた、「小学校低学年への35人学級の導入」などの実現に向けた事業費が計上されるなど、公約達成への政治姿勢が明確に表れたものが多く含まれています。

しかし、その一方で、個々の事業を見てみると、「何故、この事業が再生予算枠事業なのか」と思うものが含まれています。

これでは、この再生予算枠に込められた知事のメッセージは一体何なのか、理解に苦しみます。

交番のIT化促進など、再生予算の総枠を拡大してでも実現してほしい重要なものが、まだまだ数多くある一方で、再生予算という名を借りて、この際、この事業を組んでおこうと、「選択と集中」という府政の基本方向と、逆行しているのではないかと思うものまであると言わなければなりません。

このような「再生予算枠」を見る限り、今後、本当に厳しい施策選択に踏み込めるのが不安になります。 どんな考えで再生予算枠事業をまとめられたのか、また、施策選択の重要性をどのように認識されているのか、知事の所見をお伺いします。

( 知事答弁 )

再生予算枠は、施策の再構築を通じて生み出した貴重な財源を活用するものです。14年度以降、緊急性・即効性が高く、予算全体の中で相乗効果を発揮できる事業で、部局間の連携や、行政と民間との協働を重視し、「安全なまち大阪」や「子どもを育てる」「雇用を生み出す」のテーマについて選択と集中を図ってきており、例えば刑法犯認知件数やひったくり件数の減少など、目に見える形で成果があらわれてきております。

こうした成果をより確実なものとするためには、継続的な取り組みが不可欠です。このため、16年度の再生予算枠は、15年度に引き続き「子ども」「安全」「雇用」を活用方針とするとともに、「環境」や「文化」などについても、新しい施策の芽を育てる事業を盛り込むことといたしました。

この方針に基づき、府庁全体で知恵を出し、一丸となって取り組めるよう、昨年の夏前から重ねた議論と精査を踏まえ、今年度実施している施策の効果をさらに高める事業や、喫緊の課題に対応する事業を中心にとりまとめ、予算の審議をお願いしております。

事業としては、「小学校低学年への35人学級の導入」や「交番相談員の増員」はもとより、

- ・「少年サポートセンターや子ども家庭センターの機能強化」
- ・「JOBカフェOSAKA事業」
- ・「ディーゼル車買替緊急融資事業」

などを中心に措置いたしております。

限られた財源の中、再生予算枠については、施策の再構築に基づく貴重な政策的予算であることから、ご指摘のように、再生予算枠で取り上げるか否か、これまでに以上に施策の選択と集中を徹底し、起爆剤として一定の事業効果が得られたものは再生予算枠事業として位置づけるかどうか、十分精査する必要があります。今後とも、再生予算枠事業につきましては、政策的意義を明確にあらわすとともに、民間やNPO、市町村との協働に十分留意するなど、より一層の効果的な運用に努めてまいります。

## 2. 府の広報のあり方

次に広報のあり方です。知事が2期目を迎えて、知恵を絞って、どんなにユニークな施策や、時代の先端をいく制度を作られても、府民にその内容が理解されなければ、お話しになりません。

現在、府の広報手段として、広報紙、テレビ、インターネットなどがありますが、新聞折込みをしている「府政だより」を、もっと効果的に活用する必要があります。「府政だより」は、紙媒体であるが故の保存性、利便性があり

まして、手元があれば、いつでも、どこでも読むことができます。

最近は、インターネットがこれまでのメディア世界を席卷し、ホームページを活用して、双方向でのコミュニケーションを行う広報広聴が主流になってきました。しかし、現実にはパソコンの利用が困難な、いわゆるIT弱者の方々が大量おられますから、これだけに頼ってしまってはなりません。

「府政だより」を心待ちにし、もっぱら、これによって府政の情報を入手し、いろいろな意見を持っている府民も数多くおられます。

そこで、「府政だより」でも、例えば、返信用のFAXの様式を加えたり、紙面上に、府民からの意見が直接届くような工夫を加え、その意見を集約して掲載するなど、一方的な情報発信ではなく、府民との双方向の紙面づくりに取り組むべきです。

また、「府政だより」の情報量が余りにも少なすぎます。16年度予算案では、「府議会だより」も含めて、タブロイド版の4頁が7回と、8頁が2回の、年9回の発行です。

せめて、定期的に毎月1回、すべて8頁以上で、発行すべきではないかと思  
います。知事公室長に充実策をお尋ねします。

(知事公室長答弁)

報道パブリシティ活動とあわせ、広報紙や、テレビ・ラジオ、インターネットなどを活用しながら、府トータルで戦略的な広報活動の展開を図っていくことが重要であると認識をいたしております。

特に「府政だより」は、お示しの様に、府内全世帯を対象に、府の施策・事業などの情報を伝える最も基本的な広報媒体でございます。

このため、平成13年度から広告を掲載することにより、その収入を財源として、年6回から9回まで発行回数の増加に努めますとともに、トップページは、政策アピールや印象を高めることに力点を置き、その他のページには、イベントや住宅情報などのきめ細かい情報を掲載するなど、府民にとって、親しみやすく、分かりやすい紙面づくりに努めてきたところでございます。

お示しの様に、紙媒体である「府政だより」を心待ちにされている多くの府民の方々がおられます。

こうした期待に応えるためにも、「府政だより」が持つ、周知度・保存性や利便性など、その利点を活かすとともに、一方的に府政の情報を府民にお知らせするだけではなく、府民の声を反映させる、言わば、「府民と府政を結ぶ窓口」となるような紙面づくりに工夫を凝らし、発行回数やページ数の増加にも取り組んでまいりたいと考えております。

### 3 新たな行財政計画の策定

(要望)

さて、新たな行財政計画(案)が今年の夏に示されます。当然ながら、総合計画での目指すべき大阪や、選挙公約の内容も加味したものになってきます。そして、これまでの「マイナスの遺産」整理や、再建団体転落回避など、現行の計画案にも示されている目標を、新しい計画案でも、府民に明らかにしなければなりません。

それだけに、府民の理解を得られる、未来に希望の持てる府政を実現できるような、しっかりとした計画案を示されるよう要望しておきます。

### 4 法人府民税均等割の超過課税

次に、法人府民税均等割の超過課税について質問します。

関西、とりわけ大阪の経済は、全体的には未だ回復途上にあり、中小企業を取り巻く環境には厳しいものがあります。

このような状況の中で、府は平成13年度から、法人府民税均等割の超過課税を実施してきました。

これによる税収効果として、毎年約50億円、3年間で約150億円という税収があり、府財政に大きく寄与してきました。

今回、適用期間をさらに「3年間」延長したいとの議案が出されています。

確かに、均等割の超過課税は、資本金1千万円以下の中小企業を外してはいますが、それ以外の企業に対しては、新たな負担を求めることとなります。全国的にみても、なぜ大阪だけが重い負担をしなければならないのかという反対の声を、私たちも直接聞いています。

府の財政状況が厳しいことは誰もが承知していますが、今回の提案に当たり、知事としてどのように考えておられるのか、その所見をお伺いいたします。

(知事答弁)

次に、法人府民税均等割の超過課税につきましては、大阪産業の再生に向けた様々な取り組みを重点的に推進するため、厳しい経営環境の中で頑張っておられる法人の皆様方にご負担をお願いしてきたところでございます。

この貴重な財源を活用させていただき、厳しい財政状況の中であって、大阪TLO、創業促進税制の創設、産業立地インセンティブの拡充などの取り組みを中心に、大阪産業再生のための施策の着実な推進を図ることができました。

この間、中小企業の経営革新・技術革新は、着実に進展し、事業拡大に必要な設備投資意欲が力強さを増すなど、景気回復に向けた胎動が見受けられます。

これらの動きを本格的なものとするためには、これまでの取り組みに加え、中小企業に対

する大阪独自の資金供給システムの構築など、新たな取り組みを進めることも必要です。

これらの財源を確保する観点から、今回、3年間の延長を提案させていただくものであり、対象となる法人の皆様方には、引き続きご負担をお願いすることとなりますが、この財源によって、大阪の再生につながる新たな取り組みを進めることが可能となることから、なにとぞ、ご理解をお願いしたいと思います。

## 5 銀行税

次に銀行税です。銀行税条例は、知事提案でなく、自民党などによって、東京都とまったく同じ内容が議員提案されました。私たちは反対しましたが、数票差で成立しました。私たちは条例提案の際、銀行に対するペナルティのような税であり、課税の公平性などに問題があると指摘しました。

その後、大阪府と同じ内容の東京都の銀行税条例は、一審、二審とも東京都の敗訴に終わり、最高裁で和解するという、税法上例のない結末を迎えました。

和解の内容は、税率を条例制定時に遡り、3%から0.9%に引き下げ、徴収した税金との差額に年利4.1%もの還付加算金を加えて返還するというもので、東京都はこの和解によって、約2,300億円を銀行側に返還しました。

この東京都の銀行税をめぐる動きをみると、改めて私たちの主張が正しかったと思います。

私たちは、銀行税に対して、敗訴のリスクや訴訟継続がもたらす財政運営の不安定性を回避すべきだと一貫して主張してきました。

知事も府民の利益を確保する観点から、リスクを回避するために課税を先送りするなど慎重な方針でのぞまれました。

しかし、全国外形標準課税がこの4月から導入されますので、府の銀行税は今年度だけの課税となるわけであります。

東京都は、平成6年3月期から平成15年3月期までの10年間の平均税収を確保できる水準をもとに0.9%の税率を算出しています。同じ方法で、大阪における銀行税の税率を計算しますと、このような数値にはなりません。東京と大阪の銀行税は同一の内容ですから、大きく違う計算方式で出された今回の数字で解決するとは思えません。

この定例会に、税率を3%から0.92%へ引き下げる条例改正が提案されています。私たちはこのようなことから、リスク回避はできないのではないかとありますが、今回の改正により、リスクが回避されると知事は本当にお考えなのか、お答えください。

(知事答弁)

次に、本府におけるいわゆる銀行税条例につきましては、現在、大阪地裁で訴訟係属中で

すが、東京都の条例訴訟における東京高裁判決の趣旨並びに最高裁における和解が成立したという状況等を踏まえ、税率を引き下げる判断をさせていただいたものであります。

提案させていただいた税率は、全国一律の外形標準課税の考え方を基本にしなが、直近の税収状況も加味して、本府の弁護団とも協議の上設定したものであり、今回の判断は府民の利益を最大限確保するものであると考えております。

## 6 府立インターネットデータセンター

昨年7月、府立インターネットデータセンターが、都道府県では初めての本格的センターとして開設され、大きな期待が寄せられています。

しかし、経営上、必ずしも当初目標どおりではありません。今年度の利用状況をもて、まだ、開設してから半年余りとはいえ、公共の利用に比べて、民間の利用が6割と低調です。どんなものでも、最初が肝心です。民間需要の掘り起こし、さらに収支を安定させるための経費削減に取り組むことも必要です。事業計画では、「4年目に単年度黒字、6年目に累積損失解消」となっていますが何の保証もありません。この点について、府としてはどういった対応を考えているのでしょうか。

さらに、もう1点、この施設で重要なのは、「安全性」です。

先日、「ヤフーBB 460万人の情報流出」事件がありました。今後益々ネットワークに依存する高度情報社会の中では、個人情報保護などのセキュリティに対する府民の心配が大きくなっています。それだけに、この施設が民間ではできない「より安全性の高い」ものであることが求められています。ハッカーやクラッカーの侵入や、情報の漏洩に対処するため、どのように取り組んでいかれるのか、併せて企画調整部長にお尋ねします。

(企画調整部長答弁)

府立インターネットデータセンターにつきましては、IT関連産業の活性化、中小企業のIT化による大阪の産業構造の高度化や、電子自治体の推進を目的に、IT都市の形成に必要な情報通信基盤として、先導的に整備したところであります。

昨年7月の開設以来、府のホームページ、電子申請を皮切りに、広域的なIT共同利用サービス、先進的実証実験のテストベッド、医療、教育、産業支援など公共サービスで幅広い利用がなされており、新年度には、「府内7市の共同利用電子入札システム」が開始されるなど、大阪のIT基盤としての役割を果たしつつあると考えています。

しかしながら、経営状況につきましては、公共利用が比較的順調に推移している反面、中小企業への働きかけの遅れ等から、民間利用が当初の目標に達しておりま

せん。

このため、施設の特長である「公設民営」の利点を最大限活用して、昨年末から、(財)関西情報・産業活性化センターと運営受託企業において営業体制を増強するとともに、先月には、「運営監理委員会」に、中小企業のIT化に造詣の深いアドバイザーを新たに加えるなど、IT関連企業の需要の掘り起しを、図っているところでもあります。

さらに、支出のウエイトが高い、ネットワーク回線経費などの経費削減を行っているところであり、今後とも関係者と共に一層の経営努力に努め、当初計画の実現に、努めてまいります。

また、安全性の確保、強化につきましては、データセンターに不可欠な要素であるだけでなく、経営面でも、他のデータセンターに対する優位性を高め、需要の掘り起しにも繋がるものと、認識しております。

そのため、具体的には、現在、

- ・ ICカードや、
- ・ 指紋による個人識別システムの活用、
- ・ ネットワークの常時監視、
- ・ 各種情報管理規程の整備等により、

施設、情報ネットワーク、運用の3つの面から、高水準のセキュリティの確保に努めているところであります。

併せて、平成16年度中には、ISOの情報セキュリティ基準の認証を取得し、さらに安全性を強固にしております。

本府としましては、今後とも、国の先進的実証実験の誘致等による公共利用の拡大と、運営受託者の積極的な営業努力による民間利用の推進により、早期に事業基盤を安定させ、情報通信面からの大阪都市圏の再生に貢献してまいります。

## **7 歩行者・自転車にとって安全で安心できる交通環境づくり**

次に公共事業と都市基盤整備です。

最初に歩行者・自転車にとって安全な交通環境づくりと、新たに作成される大阪府交通道路マスタープラン(案)についてお尋ねします。

大阪府内の平成15年中の交通事故による死者は291人で、昭和23年以来の最低を記録しましたが、事故発生件数は約6万6千件に増加するなど、依然として厳しい状況が続いています。

また、本格的な高齢社会が到来し、府民の安全に対するニーズが益々高まる中、多発する交通事故は、府民生活の大きな脅威です。渋滞対策などとあわせて交通安全対策は、今後も充実・強化していかねばなりません。

中でも、駅周辺などの歩行者で賑わう歩道の現状を見ますと、多くの自転車

が歩行者と混在して走り、歩行者と自転車が接触して発生する事故も多く、新しい交通問題にまでなっています。

これは、自転車利用者のマナー意識の問題ですが、交通安全対策として、歩行者・自転車が、ともに安全に通行できる空間の確保を進めるべきです。

このほど、自動車交通と公共交通を一体にとらえた「新しい交通道路マスタープラン」が示されました。歩行者や自転車に関する今後の都市交通対策でも、従来の車中心の考え方を転換し、歩行者と自転車にとって、安全・安心の交通環境づくりを強力に進めるため、今後、具体的にどのように取り組まれるのか、土木部長に所見を伺います。

(土木部長答弁)

まず、歩行者や自転車にとって、安全で安心できる交通環境づくりにつきましては、現在、平成14年12月に策定した「大阪府歩道整備計画」に基づき、通学路や駅などの周辺で重点的に歩道整備を進めるとともに、平成15年7月に「あんしん歩行エリア」に指定された、交通事故の発生割合が高い28地区において、所轄警察署や市町村、地域住民との協働により交通安全総点検を順次実施しているところでございます。

このたびの「大阪府交通道路マスタープラン(案)」においても、交通安全性の向上を重要な施策と位置付けておりまして、「あんしん歩行エリア」内において、今後、5年間で、歩行者や自転車に係る死傷事故を3割以上減少させることを目標に、歩道の整備や段差・勾配の解消、流入規制による通過交通の抑制などに重点的に取り組むなど交通事故の防止に努めてまいります。

また、今回、公共交通の利用促進の観点から、自転車を駅への有効な交通手段として位置づけていることから、特に、多くの自転車が行きかう駅周辺において自転車と歩行者の安全を、ともに確保していくことが重要でございます。

## 8 ダム事業

次にダム問題です。利水ダムについては、私たちの指摘などによりまして、府の利水計画が見直され、紀の川水系の紀伊丹生川ダム建設計画が中止されました。さらに、淀川水系においても、大阪臨海工水企業団の解散に加え、府工業用水の見直しが行われることとなり、これら余剰水源の転用と、ダム参画の見直しについて、現在、関係機関と協議をされています。

今後も的確な水需要見通しのもとで、適切な水資源確保に努められるよう要望しておきます。

また、治水対策として進められている槇尾川ダムも16年度、建設事業評価委員会で審議される予定です。事業効果の検討や事業のあり方などについて、

府の厳しい財政状況を踏まえ、十分な検討が加えられるよう、要望します。

## 9 道路施設の維持管理問題

次に、道路施設の維持管理問題です。

道路は年々、延長・増加するだけでなく、環境問題とも絡んで、透水性の高い舗装や低騒音の舗装、さらにバリアフリー化の歩道整備など、様々な施策が講じられています。また現在、府が管理する道路は1,722kmあり、その維持管理費は、ほぼ毎年横ばい状態となっているため、府民の要求に迅速・的確に対応できないことがあります。

また、府の道路で最大の課題は、万博開催に向けて整備された道路施設が30年を経過し、その更新時期が間もなく来るとのことです。府民共通の財産であり、近畿と日本の経済を支える道路施設が及ぼす影響は、計り知れないほどに大きいものがあります。

この程のマスタープランの中で、これらがどのように位置付けられ、今後の取組みはどうなるのか、土木部長にお尋ねします。

またこれは、道路だけに限らず、ダム・河川・下水道・港湾などにも言えることです。財政が厳しいからと放置するわけにはまいりません。知恵と勇気で解決するしかありません。知事がこれらを次の府政運営の重点課題に取入れ、真剣に対処されるよう、今からお願いしておきます。

なお、阪神高速大和川線への府の対応については、一般質問などでお尋ねしてまいります。

(土木部長答弁)

府民の安全・安心を確保し、活力ある豊かな暮らしを実現していく上で、道路を適切に維持管理してまいりますことは、重要な課題と考えております。このため、これまでも、きめ細かな点検・パトロールの実施、損傷の早期発見・早期対応、「アドプト・ロード・プログラム」などの地域に根ざした府民との協働、といった工夫を凝らしながら、限られた予算の中で効率的・効果的な維持管理に努めてまいりました。

今回の「交通道路マスタープラン」におきましても、施策方向の一つに掲げ、こうした日々の取り組みの充実・強化とあわせて、道路施設の大量更新による財政負担が見込まれる中、新たに、長期的な視点にたった計画的な維持管理を推進していくこととしております。

今後、こうした観点にたって、計画段階から維持管理に配慮した施設づくりや、適切な維持補修により施設の耐久性を向上し、全体としての財政負担の軽減を図る管理手法であるアセットマネジメントの検討など、道路の維持管理の

充実に積極的に取り組んでまいります。

## 10 地域住民による違法広告物の簡易除却制度の推進

次に、地域住民による違法屋外広告物の簡易除却制度の推進です。

一昨年、府では、違法広告物対策の強化の観点から、屋外広告物条例を改正し、施行しました。また、国でも、良好な景観形成の観点から屋外広告物法の改正案を今国会に上程中です。

現状では、駅前や道路等には、美観を損ねるだけでなく、犯罪の温床にもなりかねないような、はり紙や立看板等が、まだ相当多く見受けられ、条例の趣旨が十分には浸透していません。

現在、行政ではその対策として、地域住民にこれらを撤去してもらう制度を導入しつつありますが、残念ながら、実施しているのは11市域にとどまっています。

実施されているエリアでは、違法広告物が減少し、街がきれいになったという効果が、既に現れています。これは、地元の方々の熱心に撤去活動をされる姿が人々に感銘を与え、また違法掲出を考えている人に対しての警鐘となっているからです。

このような意義のある地域住民の方々の取組みが、多くの市町村で導入されるよう、一層強力に働きかけ、一刻も早く府の全域で成果を挙げなければなりません。建築都市部長の所見をお伺いします。

(建築都市部長答弁)

地域住民による違法広告物の簡易除却制度の推進についてお答えします。

まちに氾濫するはり紙や立看板など、違法屋外広告物を除却することは、美しいまちづくりを進めるための第1歩であり、これをより実効あるものとするためには、地域住民の方々の参画が必要と認識しています。

そこで、府では、昨年度、地域住民が自ら簡易除却を行える制度を創設し、お示しのとおり、現在、府内11市域において実施されているところです。

その内訳としては、府が実施している2市域のほか、簡易除却権限を移譲した市・町のうち、枚方市、寝屋川市など7市域、並びに府条例の対象外の大阪市及び堺市の2市域です。

それぞれの活動エリアでは、地域住民の方々の熱心な取り組みにより、着実に成果があがっていると聞いています。

さらに、その他の市・町につきましても、10市で具体的な導入時期を含めて検討中であるなど、広がりを見せつつあります。

今後、大阪府としましては、地域住民による違法広告物の撤去活動が円滑に府全

域に広がるよう、市町村に対する運営ノウハウの提供や、警察との連携など、種々の支援を行いながら、その導入をさらに強く働きかけ、美しく、そして人々が快適に暮せるまちづくりを進めてまいります。

## 11. 不法占拠対策

次に、不法占拠対策です。大阪府では、アドプト・リバー・プログラムや、アドプト・ロード・プログラムの推進を通じて、府民と協働で公共空間を美しくする取組みを進めています。

このような取組みは、府民の身近な生活環境の向上を目指すもので、地域コミュニティの創造や、美しい都市景観づくりにつながる素晴らしい取組みだと評価しています。

しかし、その一方で、貴重な公共空間である河川や道路を特定の個人が不法に占拠し、地域の住民から撤去を求める声が強いにもかかわらず、長期にわたって放置されているものが数多くあります。

とりわけ、道路と比較して余り人目につかない河川では、不法占拠が何と132ヶ所もあります。

ひどいものは、個人が無断で堤防の法面の一部を重機で掘削して使用したり、自宅に面した河川敷を我が物顔で、長年にわたって不法に使っている例などが見られます。

先日、マスコミでも報道された「天王寺公園の露天カラオケ」のような状況にならないように、何らかの手立てを講じなければなりません。早期発見がもちろん大切ですが、肝心なのは、発見した事件をいかに早く、根気をもって適切に対処するかということです。

河川における不法占拠対策を今後どうされるのか、土木部長に答弁を求めます。

(土木部長答弁)

河川における不法占拠対策についてですが、河川は、地域における府民の皆様共有の貴重な憩いと潤いの空間であり、水辺を活かしたまちづくりなどの取組みとあわせて、その適正な管理を行っていくことが重要と考えております。

これまで、日常的な河川パトロールを通じた、不法占拠の早期発見と、口頭や文章による撤去指導を行っているほか、河川改修などの機会もとらえて、その解消に努めてまいりました。

また、撤去指導に従わない悪質な事例については、治水上の緊急性・重大性や不法占拠の規模・形態などを勘案した上で、河川法上の監督処分としての撤去命令や、民事訴訟法上の明渡訴訟の提起によって、その解消を図ってまいりました。

こうした取組みの結果、毎年十数件の不法占拠を解消しておりますが、一方で長期にわたって物件が撤去できない事例や、新たに不法占拠が生じている場合もございます。

このため、今後は、日常的なパトロールに加えて、治水上の緊急性が高いものから重点的・集中的に撤去指導を行うことにより、早期に撤去命令や土地所有者である国への明渡訴訟の提起依頼を行っていくことといたします。

また、治水上は比較的支障が小さい、河川敷における個人の不法耕作や植栽につきましても、地元の実情を踏まえ、地域の皆様方の声を十分取り入れまして、「アドプト・リバー・プログラム」などの地域の幅広い美化・緑化活動へつなげていくような手法にも取り組みたいと考えております。

今後とも、こうした工夫もこらしまして、河川の不法占拠の積極的な解消に努めてまいります。

## 12. 大阪府が発注する建設工事における下請け保護

次に、府が発注する建設工事で、元請業者が倒産した場合の「下請代金」の支払いについてお伺いします。

府の発注工事で、請負業者が倒産に追い込まれ、下請業者が工事代金をもらえず、その結果、下請業者が連鎖倒産に追い込まれたり、労働者の賃金さえも支払われないという話を聞くことがあります。

府は下請業者と直接の契約関係にはありませんから、このような事態が生じたからといって、下請業者に府が請負代金を支払うことは困難であることは承知しています。しかし、アメリカの「支払いボンド」制度のように、何とか下請業者へ工事代金をきちんと支払われる仕組みを確立することができないものではないでしょうか。

また、下請代金における労務費の支払方法でも問題があります。府は請負業者に対して、工事代金は現金で支払いをしています。しかし、元請業者から下請業者へは約束手形で支払われるケースが多く、さらにこの支払いまで約束手形で行っている事例があると聞くことがあります。

労務費の性格からいってもおかしいではありませんか。このような場合、府は元請業者を指導する必要があると思いますが、併せて、建築都市部長の所見をお伺いします。

(建築都市部長答弁)

大阪府が発注する建設工事におきまして、元請業者が倒産した場合の下請業者の保護についてお答えします。

大阪府が発注した建設工事におきまして、元請業者や下請業者が倒産したことによ

り、それらの業者から下請けした業者が、工事請負代金の支払いを受けられなくなり、その結果、下請業者が大変な苦境に陥ることがあることについては、十分、認識しております。

お示しの米国の公共工事における保証制度のひとつである「支払ボンド」は、元請業者の破綻の場合に、損害保険会社等のボンド引受機関が下請代金を保証するものであります。

「支払ボンド」の導入につきましては、下請業者を保護する観点から、国土交通省におきまして研究会を設置し検討が行なわれておりましたが、「支払ボンド」を引き受ける機関の問題等、現状では様々な課題があり、引き続き検討する必要があるとの結論が平成14年7月に出されております。

公共工事の発注者としましては、下請業者とは直接の契約関係にないこともあり、元請業者が倒産した場合、下請業者に直接工事請負代金を支払うことは困難であります。このような事態が発生した場合は、「連鎖倒産防止対策資金」など中小企業向けの融資制度を紹介するなどの措置を、今後とも講じてまいりますとともに、元請業者の倒産による下請業者のリスクを少なくする方策について研究してまいりたいと存じます。

次に下請業者に対する労務費の支払いについてお答えします。

大阪府としましては、「建設工事元請・下請関係適正化指導要綱」に基づき、元請業者に対し、下請代金の支払は、できる限り現金払とすること、現金払と手形払を併用する場合であっても、少なくとも、労務費相当分については現金払とするよう、今後とも指導してまいりますとともに、建設業界に対しても、引続き下請契約における代金支払いの適正化について要請してまいりたいと存じます。

### **13 . 1兆円の資金供給と企業誘致**

(要望)

次に景気・雇用対策です。

知事は自らの選挙公約と今議会の所信表明で、中小企業が厳しい状況に直面し続けている最大の理由は、「資金供給」であると述べられ、斬新な手法を駆使して、多様な資金ニーズに応じていくとされています。

また、内外企業の誘致促進などに力を注ぎ、大阪のパワーを増強すると述べられました。 詳細な質問は、この後の一般質問などで取上げさせていただきますが、ぜひ日本経済の原動力である大阪の中小企業再生のため、知事のリーダーシップを発揮していただくようお願いしておきます。

### **14 . 雇用対策の充実**

さて、雇用対策です。

府域の雇用失業情勢は、これまで改善の兆しが見えましたが、この1月は近畿の完全失業率が悪化するなど、まだまだ先行きが不安な状況です。府としては産業・雇用両面から様々な取り組みをされていますが、気を弛めることなく、これまで以上に取り組みを強化していかなければなりません。

知事は公約で、「12万人緊急雇用創出プランを達成する」としていますが、改めて、雇用対策の充実に向けての決意をお伺いします。

(知事答弁)

次に、雇用対策の充実につきましては、府域の雇用失業情勢は、回復の兆しも見られるとはいえ、全国と比べると失業率が高水準で推移しており、実感としてはまだまだ厳しいと考えております。

これまで、「12万人緊急雇用創出プラン」の目標達成に向け、国、労使団体と連携しながら、全力で取り組んできたところであります。

16年度につきましては、さらに取り組みを進め、資金供給の円滑化や産学官連携など中小企業の新事業展開支援の強化で約3万人、若年者に対する就職支援や産業拠点への企業立地の促進などライブワーク事業の充実に約2万人、緊急地域雇用創出特別基金事業の一層の推進で約1万人を創出・確保いたします。

とりわけ、若年者の雇用情勢は深刻であることから、「ジョブカフェ大阪」を開設するほか、「大阪府デュアルシステム訓練事業」を開始し、若年者の就労支援に取り組めます。

また、中高年、障害者、ホームレスの人々などの就職困難者の就労支援につきましては、民間の就職支援会社を活用し、より事業効果を高めるため、成功報酬制度という新しい手法も一部取り入れるなど、充実に図ることといたしました。

今後とも、「雇用問題の解決なくして、府民生活の安定なし」との決意で雇用対策に全力で取り組んでまいります。

また様々な課題を抱え、厳しい雇用環境にある障害者、中高年齢者などの就職困難者や、若年者については、一層、取り組みを強化していく必要があります。

障害者については、平成16年度において、障害者のIT利用支援施設として、「大阪府ITステーション」を開設し、「障害者のIT利用日本一」を目指しています。その中で、障害者の雇用・就労については、平成19年度を目途に、在宅就労100人のほかに、ITを活用した雇用300人などの具体的な数値目標を掲げています。 この300人を達成するとなりますと、きちんとした道筋が必要です。 どのようなシステムで行なうのでしょうか。

また、中高年齢者はリストラ等の影響で離職を余儀なくされ、なかなか再就職も決まらない状況にあります。

府ではこれまで、「中高年支援センター」や、「高齢者職業相談プラザ」の設置に加えて、「おおさか@（ええ）人財なび」を運用していますが、ホームページ上での提供だけではなく、具体的に再就職に結び付く仕組みを検討すべきではないでしょうか。

また、若年者の雇用問題については、本人の職業意識や職業能力、雇用のミスマッチなど様々な要因が絡み、雇用、教育、産業が連携するなど総合的な対応が必要になっています。

府では若い人の仕事探しを応援するため、昨年、モデル的に「キャリアカフェ Osaka」を設置しましたが、これを発展させ、16年度の府の当初予算で、「Job カフェ Osaka」を設置することとされています。この事業のねらいはどこにあり、また、効果をどのように想定しているのでしょうか。

さらに昨年、職業安定法が改正され、この3月1日から地方公共団体が届け出によって、無料職業紹介事業を実施することができるようになりました。

こうした新たな制度を積極的に活用し、雇用対策を充実させ、地域の実情に応じて、企業の求める人材を提供することを通じて、地域経済の活性化につなげるべきではないでしょうか。

以上、4点について、商工労働部長の見解をお伺いします。

（商工労働部長答弁）

雇用対策の充実についてお答えいたします。

まず、障害者の雇用対策につきましては、来年度から新たに、天王寺区に開設される IT ステーションの1階に「雇用支援プラザ」を設け、障害者の就職支援を行うこととしており、このプラザにおきましては、ハローワークとの連携はもとより、成功報酬制を取り入れた民間就職支援会社の活用を図ってまいります。

さらに、従来にも増して、企業に対して障害者雇用に関する啓発から相談、情報提供を行い、企業の取組みを促進してまいります。

次に、中高年齢者につきましては、「中高年就職支援センター」と「高齢者職業相談プラザ」とが連携し、カウンセリングから職業紹介までを一貫して行っております。

本年度からは、中小企業団体中央会と連携して企業の協力のもと、実践的な講習や職場実習を実施しており、今後より一層、職業能力の向上と雇用機会の確保創出に努めてまいります。

ご指摘の、「おおさか@（ええ）人財なび」につきましては、昨年9月から運用を始めておりますが、来年度においては、より効果的に、求職者を再就職に結び付けるため、民間の就職支援会社のノウハウを活用し、個々の登録者の求職ニーズにあった求人開拓を行うこととしております。

次に若年者の雇用問題につきましては、雇用面からだけでなく産業界、教育界な

ど広範な取組みが必要であります。

そのため、地域社会や行政も含めまして幅広く連携し、きめ細かな情報の提供・相談から職業能力のスキルアップ研修、職業紹介に至る関連サービスを1ヶ所でまとめて受けられるワンストップサービスセンターとして「ジョブカフェ大阪」をエルおおさかに整備することとしております。

ジョブカフェ大阪では、昨年12月から先行的に実施している「キャリアカフェ大阪」における経験・実績等を踏まえ、若者の特性を詳細に把握しましたうえで、感性に訴える情報表現、ITツールの活用などによる先進的な事業手法をも駆使しながら、若年者の雇用問題の解決に取り組んでまいります。

最後に、無料職業紹介につきましては、現在、府域において、国が39ヶ所の職業安定機関で職業紹介を幅広く実施しております。

このたびの職業安定法の改正を受け、地方公共団体が、職業紹介事業を実施いたしますうえで、求人情報の収集や専門人材の育成など課題はありますが、地域経済の活性化にもつながり、意義があるものと考えております。

府としては、今後、ハローワークや市町村などと、より一層の連携を図りつつ、コーディネート機能を発揮し、職業相談と職業紹介を効果的に実施する方策について検討を進めてまいります。

## 福祉・保健・医療問題の取組み

誰もが心豊かに暮らせる福祉社会の建設は、私たち共通の願いです。これまで、国や自治体によって様々な施策が打ち出されてはきましたが、急激な社会の変化と少子高齢社会は、これまでの施策では十分に対応しきれず、制度疲労を起こしています。

そのような中で知事は、健康福祉施策を全面的に見直し、持続可能な制度として再構築を行うため、健康福祉アクションプログラム(案)を示されました。私たちは、このプログラムの「個人給付型から自立支援型」へ移行しようという基本的な考え方に異論はありません。それだけに、誰もが困難な課題を抱えた時、必要なサービスがしっかりと保証されること、またさらに、府民の健康増進が十分に図れる制度でなければなりません。

プログラムは施策のスクラップ&ビルド、福祉医療制度の見直しなどを提示しているわけですが、府民の理解と協力を得ることが大切です。老人医療費などの経費を削減するための隠れ蓑として、このプログラムが使われてはなりません。弱者切捨ての制度だと言われることのないよう、プログラム進行中であっても、計画に問題点はないか、使い勝手の悪い制度になっていないかなど、府民の意見を聞きながら常に点検し、修正が必要となれば、大胆に見直しを行うなどの姿勢が必要です。詳細は、一般質問や委員会の審議にゆだね、以下、数点お尋ねします。

まず、一部負担金の導入問題です。

## 15 . 福祉医療制度の再構築における一部負担金の導入

健康福祉アクションプログラムに基づいて、知事は一医療機関・入通院が 500 円、月 2 日を限度に、一部 自己負担を導入しようとしています。しかし、病気によっては複数の医療機関に、生涯通院しなければならない人もいるという実態を忘れてはなりません。そういった人に過大な負担とならないよう検討することが必要です。知事のご見解をお伺いします。

( 知事答弁 )

福祉医療制度の再構築につきましては、子育て支援などの観点から拡充すべきは拡充しながら、障害のある高齢者など、より医療の必要度の高い方への重点化や、無理のない範囲での一定のご負担をいただくことにより、今後とも持続可能な制度とするものであります。

このうち一部負担金につきましては、老人医療費本体助成で市町村民税非課税世帯の方が現に負担されている額を考慮し、それよりも低い額を医療費助成制度共通の定額負担として設定したところです。

ご指摘のように、複数の医療機関にかからざるをえず、結果として自己負担が多額になるケースが生じた場合には、各種貸付制度や無料低額診療制度の活用、市町村と連携して要援護者に対する相談・支援を行う「いきいきネット」など、医療に関するセーフティネットで適切に対応してまいります。

それでもなお、長期にわたり多額の一部負担が生じることにより、対象者の生活に大きな影響がでるような場合には、何らかの負担軽減措置が必要と認識しており、このため、本年 11 月に予定している制度改正実施後におきまして、その実態の把握に努め、実施主体である市町村等とも十分協議を行いながら、制度的な対応も含めた検討を行ってまいります。

## 16 . 高齢者等へのセーフティネットの充実

さまざまなサービスを必要としている高齢者が、身近な地域において適切な機関にすぐにつながり、サービスを受けることができるような健康福祉のセーフティネットづくりが必要とされています。

特に、自治組織や行政、各福祉施設と連携し、社会的弱者、援助の必要な人々に、問題の発見・相談から、サービスの紹介を行う地域の福祉のリーダー、コーディネーターの重要性が叫ばれています。

地域の NPO や様々な施設、団体のマンパワーを活用し、セーフティネットを

築き上げる必要があると思いますが、健康福祉部長にお尋ねします。

また、これらセーフティネットの整備の中で、大阪府社会福祉協議会・老人施設部会で検討されている社会貢献基金は、特別養護老人ホームなどから約 1 億円の拠出を求め、1 人約 10 万円を限度として、要援護者に経済的援助をするものと聞いています。

このことから、地域によっては福祉行政の混乱、モラルハザードを引き起こすという強い危惧の声が起こっています。この制度に難色を示す自治体や法人もあります。府として、適切な運営がなされるよう強く要望しておきます。

(健康福祉部長答弁)

まず、「高齢者等へのセーフティネットの充実」につきましては、「健康福祉アクションプログラム案」に基づき、概ね中学校区単位の身近な地域において、「相談」や「サービスへのつなぎ」といった機能を整備し、「いきいきネット」として府内展開を図ることとしております。

具体的には、市町村との連携を図りながら、地域の社会福祉施設やNPO等に「コミュニティソーシャルワーカー」という福祉、保健分野の専門相談員を配置し、高齢者等からの相談に的確に対応するとともに、街かどデイハウスを地域住民の福祉活動の拠点として活用し、高齢者世帯への訪問、見守り等の取り組みを促進してまいります。

今後一層、住民やNPO、関係機関など地域の力を結集し、大阪らしい地域健康福祉のセーフティネットを構築してまいります。

## 17. 金剛コロニー・砂川厚生福祉センター

府立金剛コロニーと砂川厚生福祉センター、さらに府の知的障害者施策について質問します。

先般、宮城県知事が「県内すべての知的障害者の入所施設を解体し、入所者全員を地域生活に移行する」と宣言したという報道が行われ、大きな反響を呼びました。

私は、知的障害者の方々が終生を施設で過ごすようなことではなく、地域で暮らしていけるようにすべきとの考えは当然だろうと思います。

しかし、先日、この両施設を見学し、施設で働く職員から話を聞く中で、地域生活への移行が困難で、入所施設を必要とする方がかなりおいでになるということも実感しました。

現在の国の障害者計画では、入所施設は地域の実情を踏まえ、真に必要な施設に限定することとされていますが、こうした状況の中、このような利用者に対し、府はどういった役割や責任を果たしていくのでしょうか。

ノーマライゼーションの理念に基づき、地域で自立した生活が可能な利用者は、生まれ育った地域で生活ができるよう、その環境を整備する必要があり、府の役割はきわめて重要です。

環境整備のためには、民間の社会福祉施設や市町村、関係団体等の協力を得ることが不可欠ですが、今後、府として、利用者の地域生活への移行をどのように進めていかれるのでしょうか。

また、利用者の地域への移行は、利用者本人やその家族の意向を十分に踏まえながら進めなければなりません。 どのように対処されるのか、併せて健康福祉部長にお尋ねします。

(健康福祉部長答弁)

次に、「金剛コロニー・砂川厚生福祉センター」につきましては、第3次大阪府障害者計画に基づき、施設の再編・整備を進めることとしております。

砂川厚生福祉センターにつきましては、利用者の地域生活への移行はもとより、民間での対応が可能な分野につきましては、民間移管を進めることとし、強度の行動障害など民間での支援が困難な方に特化した専門性の高い施設として再編することとしております。

また、金剛コロニーにつきましては、重度・重複化や高齢化に対応した施設種別への見直しを行うとともに、府内の各地域に施設を分散して整備することにより、地域生活への移行に向けた準備の場としての役割を担っていくこととしております。

その際、きめ細かな支援プログラムの作成やグループホームでの支援、通所授産施設などの配置によって、地域生活への移行を円滑に行ってまいります。

また、利用者が安心して地域で自立した生活をするためには、就労の場の確保、相談体制の整備など、地域における総合的な支援体制を充実させることも重要であると考えます。

そのため、地域の社会福祉施設や市町村、関係団体等の理解と協力が得られるよう努めてまいります。また、障害者の自己決定によりサービスを選択するという支援費制度の趣旨に基づき、本人やその家族の希望を尊重することはもとより、長期間にわたる施設の利用者に対しましては、自立生活に向けたトレーニング等を通して不安を解消するなど、個々の状況に応じて進めてまいります。

## **18 . 医療機関の安全と信頼の確保**

府民が安心して医療機関を受診するためには、いわゆるインフォームド・コンセントが大切です。しかし現実には、患者は弱い立場に置かれ、疑問があっても医師に言えずに我慢してしまうケースがほとんどです。府は患者の視点に立って医療機関を指導しなければなりません。

以前に手術ミスのカルテを偽造するという事件がありましたが、今日においても、連日のように医療事故の報道がなされています。人の生命を預かる医療機関で事故を隠蔽したり、事故が繰り返されるなら、医療機関と患者との信頼関係を築くことは到底できません。

府として医療事故の防止に向け、これまで以上に真剣に取り組んでいくとともに、不幸にして医療事故が生じたときには、適切な対応がなされることも重要です。

さらに、府民が主体的に医療機関を選び、納得して治療を受けることができれば、当然、満足度は高くなり、治療後の不満やもめごとも少なくなります。医師と患者の信頼関係も築けます。このためには、診療所や病院などの医療機関についての情報を、誰でも簡単に入手できることが重要です。

しかし、現状では、どこにどういう医療機関があり、そこではどういう治療が行われているか、一般府民にはなかなか解りにくくなっています。セカンドオピニオン実施の有無や、手術件数なども重要な判断材料になってきます。

府民の健康を増進していくためには、今後、府民が利用できる医療機関の情報を積極的に提供していかなければなりません。 いま申し上げた課題にどのように対応されていくのか、健康福祉部長にお伺いします。

また、府立の5病院がこれらの先頭に立ち、範を示さなければなりません。  
病院事業局長のご所見をお伺いします。

(健康福祉部長答弁)

次に、「医療の安全と信頼の確保」につきましては、府民が安心して医療を受けるため、インフォームド・コンセントを推進し、医療機関と患者との信頼関係を構築することが重要であります。

このため、来年度すべての保健所に医療相談窓口を整備することとし、今後、この窓口寄せられた相談や苦情について、必要に応じて医療機関に伝え、患者に対し、十分な説明を行うよう指導・助言するなど、インフォームド・コンセントの推進に努めてまいります。

医療事故の防止につきましては、これまでも「医療事故防止対策ガイドライン」を作成し、医療機関に周知しております。

また、立入検査の際には、最重点項目と位置づけ、医療事故防止委員会の設置やリスクマネージャーの配置、報告制度の導入などを指導してきたところです。

さらに、来年度から5年間で、府内すべての病院を対象に「医療安全指導者育成・研修事業」を実施いたします。この研修では、医療安全対策に先進的に取り組む病院の実例や、医療事故の要因分析による改善の取組みなどをテーマとして、職員の意識啓発をすすめ、医療安全対策を推進するリーダーを養成してまいります。

医療事故が発生した場合には、ガイドラインに基づき、患者、家族への説明はも

とより、事故原因等の把握のため保健所への報告を求めてまいります。

特に重大な場合には立入検査を実施し、再発防止に向け適切に指導するとともに、警察署への届出や医療機関自らの公表を働きかけてまいります。また、府民への医療機関情報の積極的な提供につきましては、患者の視点を尊重した医療を推進する上で非常に重要です。

本府ではこれまで、関係団体の協力のもと、医療機関に関する各種情報を、大阪府医療機関情報システムや病院マップを通じて提供してきたところです。

今後、診療所も含め、セカンドオピニオンの実施状況や学会が認定した専門医の有無など医療機能情報の充実を図り、府民が安心して医療機関を選択できるよう努めてまいります。

(病院事業局長答弁)

府立の病院に関するご質問にお答えいたします。

まず、医療機関の安全と信頼の確保についてでございますが、府立の病院は、日々、それぞれの専門性を生かしつつ、府民に信頼される良質な医療を提供するという責務を果たすことを運営の基本に、患者中心の医療の推進に取り組んでおります。

本年度の病院事業局運営方針の重点取組事項といたしまして、府民の信頼確保、医療の質の向上、患者サービスの向上を柱に、具体的な取組として「インフォームドコンセントの一層の充実」、「クリニカル・パスの充実等によるEBMの推進」、「セカンドオピニオンの受入の充実」、「医療事故防止方策の強化・徹底」等を位置付け、各病院での徹底を図っているところでございます。

今後とも、府立の病院が常にサービスを受ける側の視点に立って、患者中心の医療を実現する病院として、府民への情報提供に努め、他の医療機関の範となるよう、一層の機能向上に取り組んでまいりたいと存じます。

## 19 . 府立の病院

### 府立の病院の見直しについて

次に、府立の病院の見直し問題です。府立の病院は、長い歴史と沿革のもと、府民の生命と健康を守るため、それぞれの専門性の向上を図りながら、適切な医療サービスを安定的に提供するという大きな役割を果たしてきました。

しかしながら、本府の厳しい財政状況のもと、少子高齢化の進展や疾病構造の変化に伴い、より一層高度化・多様化する府民のニーズに応えていくためには、その役割を含めて見直していくことが必要です。

大阪府では、衛生対策審議会の答申を踏まえ、昨年度策定された、「府立の病院改革プログラム〈診療機能の見直し編〉」において、府立の病院は、専門性

が高く、他の医療機関では対応困難な医療に重点化していくことが必要であるとし、既に、この方針に沿って病院改革への取組みを始めています。

そこで、まず、府立の病院における、このような診療機能の重点化が、経営面にあたえる影響をどのように考えておられるでしょうか。

また、もう一つの柱である運営形態の見直しは、地方公営企業法の全部適用と、地方独立行政法人制度との比較をしながら検討を行っているとのこと。運営形態の見直しは、病院の将来を決定する重要な事項であることから、各方面の意見を十分に聞き、慎重に検討すべきです。

あわせて、病院事業局長の所見を伺います。

次に、医療費の患者自己負担分の未収金についてであります。府立5病院においては14年度末で3億円を上回っています。

この金額は、年度末時点の債権額であり、この中には後日納入されるものが含まれてはおりますが、滞納となるものも相当あると思われま

す。病院の収入確保ということから見逃せないものであり、きちんとした対応が必要です。どのように取組んでいくのか、これも病院事業局長にお伺いします。

(病院事業局長答弁)

次に、府立の病院の見直しにつきましては、府立の病院が担うべき「広域行政医療」の提供と府域の医療水準の向上という役割を適切に果たすため、各病院において、より効率的・効果的に高度医療を提供できる体制を確立することを目的として、「診療機能の見直し」と「運営形態の見直し」を二つの柱に、改革を進めているところでございます。

診療機能の見直しにつきましては、診療機能の重点化と効率化の視点から、「病院改革プログラム〈診療機能の見直し編〉」に沿って診療科や病床の再編、病床管理の改善などに取組んでおります。

診療機能の重点化は、診療材料費等の増加による支出増を伴う反面、診療単価の向上による収入増をもたらしますが、この収支の状況につきましては、病院の性格により違いが生じること、今後の診療報酬制度の動向に左右されることなどから、経営面への影響は一概には申し上げられないものの、行財政計画(案)の集中取組期間にあたる15年度と16年度の新たな経営改善目標につきましては、診療機能の重点化とあわせて効率化も実施することから、経営上一定の効果をもたらすものと見込んでおります。

しかしながら、診療機能の重点化と他の医療機関との役割分担とを進めることにより、長期的に見ますと、不採算な医療の割合が増加することも見込まれることから、常に効率的な経営に配慮し、不断の経営改善に努めてまいりたいと存じます。

次に、運営形態の見直しについてでございますが、府民に信頼され、安心して質の高い医療を持続的に提供していくためには、より自律的な運営が行いやすい形態への転換を図り、質の高い経営体制を確立することが必要であると考えております。

このため、地方独立行政法人法案が国会に提出されたのを契機として、昨年5月に、病院事業局内に「運営形態検討会議」を設置し、地方公営企業法の全部適用と地方独立行政法人制度との具体的な比較を行いながら、府立の病院にふさわしい運営形態について鋭意検討を行っているところでございます。

引き続き、国等との情報交換を密にしながら、あらゆる角度から検討を進め、また、パブリックコメントの手続きも実施し、16年度を目途に「病院改革プログラム〈運営形態の見直し編〉」として方針をとりまとめたと考えております。

次に、医療費の患者自己負担分の未収金につきましては、経営改善の観点から、また適正な受益者負担を求めるという観点からも、その発生防止と早期回収に努めることが必要であると考えております。

このため、平成13年に取りまとめた「未収金発生防止・回収の手引」に従い、きめの細かい取り組みに努めているところであり、今後とも、裁判所からの支払督促といった法的措置も活用するなど、未収金の発生防止と回収の強化に努めてまいりたいと存じます。

### **府立精神医療センターの現地建替え**

府立精神医療センター（中宮病院）は、全面増改築後30数年を経過し、施設や設備の老朽化が進んでいます。さらに、各部門は増改築時の施設基準が適用されているため狭隘で、私たちは、建替えが必要であり、その場合、病院周辺に移り住んでいる患者への配慮や、これまでの地元との協力関係などを考慮して、現地での建替えを求めてきました。

府は現在、現地建替えを前提に検討を進めていますが、患者の療養環境等を考えると、財源の確保など創意工夫しながら、早期に現地建替えを行う必要があります。

また、建替えに際しては、地元市の意見を十分に聞きながら進めていただきたいと思っております。病院事業局長の所見を伺います。

（病院事業局長答弁）

府立精神医療センターにつきましては、措置入院患者や他の医療機関では治療、看護が困難な患者等の受入機能の拡充、専門外来の新設など、府域における精神医療のセンターとしての機能を強化しますとともに、患者の療養環境の改善を図る観点からも建替えによる再編整備が必要となっております。

このため、平成 15 年 3 月に基本構想を策定し、再編整備後の精神医療センターの備えるべき機能や施設整備に関する基本的な考え方等を取りまとめたところであり、建替え場所につきましては、患者への影響や地元との協力関係、さらには円滑な事業の推進等も考慮いたしまして、現地での建替えとしたところでございます。

現在、再編整備事業を着実に推進するため、建設財源の確保や経営改善の視点を踏まえながら、施設の配置や必要な諸室について、また、効果的な整備手法として期待されます P F I についての検討などを行っているところであり、平成 16 年度は、これらの結果をもとに、基本となる図面の作成や施設各部の仕様・性能、P F I を活用する場合の事業者の業務内容など、病院施設の内容や整備手法に関し、より具体的な検討を行ってまいりたいと存じます。

また、事業の推進にあたりましては、地元市の理解や協力が必要でございますので、今後とも情報交換に努め、ご意見も十分伺いながら進めてまいりたいと存じます。

## 教育・子育て・文化

次に、次代を担う子ども達を健やかに育む施策について、何点かお尋ねします。

### 20．小学校低学年への35人学級の導入

最初に、知事が選挙公約で掲げられ、予算案でも示されている「小学校 35 人学級の導入」です。

私たちは、昨年の 9 月議会で、これを提言するとともに、知事選挙の主要なテーマにさせていただきたいと申し入れました。

国の学級編制の「標準 40 人」を下まわる学級編制を行うことは、大きな財政負担が伴うにもかかわらず、知事は大都市部で初めて、平成 16 年度から 4 年間で、小学校 1・2 年生に 35 人学級を導入するという英断を下されました。

しかしながら、35 人学級が実現すれば、それで終わりということではありません。小学校 1・2 年生のきめ細かな教育内容に結びつけることができるかどうかが問われています。知事のご所見を伺います。

また、35 人学級の目的を着実に達成していくためには、直接子どもの教育にあたる教員の資質が重要な要素でありますが、教員の資質向上と、優れた人材の確保についてどのように取り組んでいかれるのか、教育長にお尋ねします。

(知事答弁)

次に、「小学校低学年への 35 人学級の導入について」ですが、大阪の再生のためには、未来を生きる子どもたちの教育が重要です。

教育委員会においては、確かな学力、豊かな心、体力の向上など、調和のとれた人材の育成に積極的に取り組んでいただいております。

この中で今年度、特定の教科での少人数指導の充実などを進めてまいりました。とりわけ、小学校低学年においては、生活集団と学習集団を一致させ学級の機能を活かした少人数でのきめ細かな指導が有効であることが明らかとなってきました。

このようなことを踏まえ、小学校生活を一層スムーズにスタートさせるため、私は小学校1、2年生に35人学級を導入することを公約に掲げ、厳しい財政状況のもとではありますが、平成19年度までの4年間でこれを段階的に導入することといたしました。

35人学級の実施にあたりましては、それ自体を目的とするのではなく、教育の質のさらなる向上に結びつくよう、教育委員会と連携しその成果を検証しながら進めてまいります。

(教育長答弁)

「35人学級の導入」についてであります。お示しのとおり、小学校1・2年生への35人学級導入の目的を着実に達成していくためには、教員の資質の向上を図ることが重要な要素です。

このため、教員が自らの教育活動についての知識や技術、専門性を高めることができるよう、府教育センターでは、初任者研修、10年目研修の他、課題別研修等、種々の課題に基づく研修の実施に努めているところであります。

加えて教員一人ひとりが学校現場において、いかにわかりやすい授業、魅力的な授業を行えるかという実践的な能力も重要です。

こういった観点から、来年度より、授業を客観的に評価するシステムの導入に向けた研究を実施し、指導内容や指導方法の工夫改善を進めていくこととしております。

具体的には、小・中・高等学校、各10校程度を研究校として指定し、2年間にわたり児童生徒等による授業評価や評価結果に基づく授業改善の在り方等を研究いたします。

その研究成果は「授業評価のてびき」等にまとめ、平成18年度に授業評価システムを試行実施できるよう、努めてまいります。

また教員の採用にあたりましては、「教育者としての使命感に溢れ、豊かな人間性に裏打ちされた、情熱のある教員」の確保のため、来年度も「熱中先生獲得戦略」を展開し、これまで以上にPRの拡充に努め、より多くの志願者を確保するとともに、本年度に実施した「求める教員像」に関する調査結果も参考に、今後とも選考方法の工夫・改善に努めてまいります。

## 2 1 . 保育所待機児童の解消

次に、保育所入所待機児童ゼロの実現をめざすと表明された施策です。

知事は、入所待機児童ゼロ実現は来年4月1日と表明されましたが、現時点での見通しはどのようになっているのでしょうか。知事、「実施主体である市町村や社会福祉団体との協力や連携を、本当に得ることができますか」。また、量を確保するために打出した施策によって、「質の低下」を招くようなことがあってはなりません。併せて知事にお尋ねします。

(知事答弁)

次に、「保育所待機児童の解消」について、お答えいたします。

次代の大阪を担う子ども達が健やかに育ち、また府民が安心感と将来への明るい希望を持って子育てができるよう支えていくことが大切です。

とりわけ、仕事と子育ての両立を支援するため、保育所の待機児童を早期に解消することが、緊急の課題であります。

このため、市町村や社会福祉法人などと連携のうえ、詳細な待機解消計画を策定しているところであり、平成16年度には、保育所の新設や増改築などの緊急整備に予算を重点配分し、約2千人の定員増を図ります。

さらに、認可外保育施設の認可化促進や、定員の弾力化の活用、定員割れが生じている保育所の有効活用を図る広域入所や送迎サービスの整備など、市町村に対し、地域の実情などを踏まえた実効性のある待機解消策を推進するよう、提案、働きかけを行っているところです。

また、入所児童枠の拡大に際しましては、法令に定める基準を踏まえ、保育サービスの質を確保してまいります。こうした取組みに力を注ぎ、平成17年度当初には待機児童ゼロの実現をめざしてまいります。

## 2 2 . 児童虐待の防止

次に、児童虐待の防止対策です。誰もが子どもの健やかな成長を願っている中、今年1月に岸和田で、府内の中学生が保護者の虐待によって、著しい衰弱状態で保護されるという、言葉では表現できないほどの悲惨な児童虐待事件が発覚し、全国に衝撃が走りました。今はただ、保護されたお子さんの一日も早い回復を願うばかりですが、府としてはこのような事態に至ったことを厳粛に受け入れなければなりません。

この事件がなぜおこったのか、なぜ未然に防ぐことができなかったのかをきちんと検証し、今後2度とこのような事態を起ささないよう、しかるべき対応を早急に行うよう要望しておきます。

## 今後の対応

また、このような事件が起こらないようにするためには、子ども家庭センターの職員が虐待問題を見逃さない意識を常に持ち、機関内で情報を共有し、関係機関との連携を密にすることが重要です。 そのため、**資質向上のための研修を強化・充実しなければなりません。 具体的方策をいつまでに講じられるのでしょうか。**

さらに、児童虐待の未然防止、早期発見には、地域の住民への啓発や市町村における虐待防止ネットワーク活動が不可欠です。 児童委員、主任児童委員、子ども家庭サポーターも活用した**地域のセーフティネットづくりをすべきではないでしょうか。** 併せて知事に伺います。

( 知事答弁 )

次に、「児童虐待の防止」につきまして、今回の児童虐待事件では、子ども家庭センターが、「虐待の疑いがある」との情報を得ながら子どもを救えなかったという事実は重く、職員が虐待をキャッチして絶対に見逃さないという感覚を一層鋭敏にする必要があると痛感し、再度その趣旨の徹底を図ったところです。

子ども家庭センター職員には、子どもの人権に対する確かな認識と専門的な知識や技術が求められます。今回の事件を受け「児童虐待問題緊急対策検討チーム」を設置し、今月中に緊急提言をいただくこととしております。

その提案内容を踏まえ、職員の研修内容を抜本的に見直し、より実践的、効果的な研修体系を組み、できることから早急に実施することにより、専門的資質の向上を図ってまいります。

また、お示しのとおり、児童虐待の未然防止、早期発見や地域での支援の充実に向け、行政機関による連携のみならず、地域住民による協力が不可欠です。これまでも、府内全市町村域において虐待防止ネットワークの設置を進めてきたところですが、まだ十分に機能していない地域もあります。

今般、児童福祉法の改正案において、子どもの相談に対する市町村の役割が明記され、地域におけるネットワークの規定が盛り込まれたところです。

このような国の動向も踏まえながら、市町村と共同し、再びこのような事件が起こらないよう、各関係機関の連携強化はもちろん、民生委員児童委員や主任児童委員、子ども家庭サポーター等も活用し、地域の虐待防止のセーフティネットが有効に機能するよう、積極的に取り組んでまいります。

## 児童養護施設の適正配置と機能充実

虐待などの理由から、親子分離した場合に、これまで児童を受け入れ、大きな役割を果たしてきたのが児童養護施設です。 しかし、この児童養護施設は

地域的に偏在しているため、そのアンバランスによる問題も発生しています。

また、児童虐待の発生を未然に防止するには、育児に不安や負担感を感じている子育て中の保護者から、いつでも、気軽に相談を受けたり、育児に疲れている場合には子どもを一時的に預かる、そういった施設が身近にあることが大切です。

24 時間施設である児童養護施設でこのような取組みが行なわれ、一定効果が上がっていますので、そういった意味でも、適正配置が望まれます。

さらに、地域的に偏在する児童養護施設だけに頼らず、育児疲れから、一時的な休息を求めている保護者の要望に対し、身近なところできめ細かく応えられるよう、例えば、複数の市が共同で24時間保育を実施したり、既存制度の保育士や里親などを活用したショートステイや、ファミリーサポートセンター事業による夜間預かり、保育所での一時保育事業の夜間対応など、多様な手法を最大限活用し、地域の子育て支援機能を強化すべきです。

児童養護施設のバランスの良い配置や、児童虐待の発生の未然防止を図るための、地域子育て支援の充実をどう考えておられるのか、健康福祉部長の見解を伺います。

(健康福祉部長答弁)

次に、「児童養護施設の適正配置と機能充実」について、お答えいたします。

現在設置されている児童養護施設のほとんどは、その前身が児童福祉法制定以前から存在しており、また制度上も府域全体の養護ニーズに対応する広域施設として位置付けられていることから、結果的に施設のない地域がございます。

児童養護施設を取り巻く状況を見ますと、入所率が、ここ数年、おおむね8割から9割で推移し、現在のところ、養護ニーズに適切に対応できておりますが、児童虐待防止法などの改正が予定されており、今後、被虐待児の保護件数が増加する可能性もございます。

また、近年、児童養護施設は、被虐待児など要保護児童を保護するだけでなく、育児疲れなどから、一時的に児童を施設に預かるショートステイなど、地域の子育て家庭への支援が求められており、こうしたサービスへの取り組みが進んでおります。

このため、法改正の内容や、今後の養護ニーズ等の推移を見極めるとともに、施設の運営主体の意向などを十分に確認し、施設が不足し、整備が必要と判断される場合には、お示しの配置についても配慮してまいります。

また、地域の子育て家庭への支援機能の充実、強化は、児童虐待の発生を未然に防止するための有効な方策の一つと考えます。そのため、24時間保育につきましては、保育の実施主体である市町村から、その実施にかかる相談に十分に応じるとともに、整備助成など必要な支援を行います。

さらに、お示しのように、ファミリーサポートセンター事業による夜間預かりなど、既存制度を活用した様々な手法があることから、市町村が、地域の実情を踏まえ創意工夫を凝らしながら、地域の子育て家庭への支援機能を強化するよう働きかけてまいります。

### 23 . 定時制高校再編

次に、高校改革とりわけ、定時制高校問題についてお尋ねします。

今回の改革は、定時制高校をほぼ半減することや、一斉実施という大規模な改革であることから、いまだに学校関係者を中心に、不安や疑問・反対の声が多く出されています。

私たちは、真に必要とする生徒のために、今回の改革は推進すべきという立場に立っていますが、このために行き場を失う生徒が出るという事態があってはなりません。 府教委は、行き場を失う生徒が出ないと保障できますか。また、そのために今後、どのような方策を推進されるのか、教育長に伺います。

さらに、今後の進路希望動向等に細心の注意を払い、万が一、今回の枠組みに無理があるような事態が判明した時には、生徒の進路を第一に考え、柔軟な対応が必要となりますが、どのような対応をされるのかお尋ねします。

今日の定時制高校は、社会の激変の中でその役割が変化しているのに、これまで抜本的な改革がされてこなかったため、多くの課題を抱えて今日に至っています。

府教委は今回、これほど思い切った整備をする以上、生徒一人ひとりの悩みや期待にきめ細かく対応し、これに応えられるようソフト、ハード両面にわたって抜本的な充実を行う必要があります。

そこで、今後の夜間定時制高校のあり方について特に重要な施設設備の充実についてお尋ねします。

現在の夜間定時制は、全日制と一つの校地校舎を共用する併置型となっていますので、定時制の生徒が授業開始前に来ても、専用で使える教室がないとか、保健室や相談室も十分に機能しないなど、様々な問題を持っています。

さらに、給食についても、デリバリー給食への施設整備も必要となっています。

財政的にはいまだ厳しい状況にありますが、ソフト対策だけではなく、専用教室をはじめとする思い切った施設・設備の拡充に向けて、どのように取組まれるのか、教育長のご見解を伺います。

(教育長答弁)

次に、今回の「夜間定時制課程の再編整備」につきましては、クリエイティブス

クール6校の設置による「昼間の高等学校」の進学率の引き上げと一体のものとして実施するものであります。

その結果、生徒数が大幅に減少する夜間定時制高校において、現在の入学者実績に比べて余裕のある水準を維持して募集学級数を設定し、15校を再配置するものであることから、夜間定時制高校を希望する生徒の進学が困難になるといった状況は生じないものと考えております。

ただ今回の改革は、ご指摘のとおり、大規模なものであることから、新しい枠組について正しく理解されることが極めて重要であります。

今後、新しい府立高校全体の受け入れ体制について、行き場を失う生徒を出さないことを念頭に、生徒、保護者はもちろん中学校の進路指導担当者等への説明の徹底を図り、生徒の目標に沿った進路選択が適切に行われるよう努めてまいります。

さらに、生徒の進路希望動向の把握を十分に行うとともに、夜間定時制が果たしてきた役割を十分認識し、府民が後期中等教育を受けるための必要な条件整備を図るという府教育委員会の使命に則り、適宜、適切に対応してまいります。

また、夜間定時制課程の施設・設備についてであります。現在、ほとんどの学校では校地・校舎を共用しており、午後の5時半までは活動が極めて困難な状況にあります。

このため、今回の改革を機に、夜間定時制教育を充実するための拠点的機能を担う施設として、普通教室2室、保健室、相談室等の確保ができる専用増築棟の設置を行うこととし、平成16年度には実施設計等にかかる予算をお願いしているところであります。

定時制の専用教室を設置することで、全日制課程の教育活動と重複する時間帯においても、幅広い選択科目などの学習指導が行えるほか授業の準備も十分にでき、文化系の部活動も可能になるなど、活動内容の充実が大いに期待できるところであります。

さらに、再編整備後には、これまで以上に様々な課題を抱える生徒が入学してることが予想され、カウンセリング機能やガイダンス機能を今まで以上に充実させる必要があります。専用の保健室や相談室を確保することで、生徒一人ひとりに対して、よりきめ細かい対応が可能となるため、現在行っているプロジェクトチームの検討を更に深め、校内の各担当者との連携や外部機関との密接な連携体制づくりも視野に入れて、効果的に対応できる総合的な相談指導体制づくりをめざしてまいります。

学校給食についても、再配置校15校のうち、現在、パンと牛乳の補食給食を実施している7校において、平成17年度からのデリバリー給食の実施に向けた厨房施設等の整備を行うことで、15校全校での実施体制が整います。

給食を実施する時間帯についても、生徒にとって給食がとり易い時間帯を工夫するなどの取組みを進めているところであります。

今後とも、プロジェクトチームで検討を進めている教育内容等ソフト面での充実と併せてハード面の充実も図り、より一層厚みのある定時制改革をめざしてまいります。

## 24．少年サポートセンターの充実

次に、少年サポートセンターの充実です。

次代の大阪を担う青少年が非行に陥ることなく、他人を思いやる心を育みながら、健全に成長していける環境を作り出すことは、私たち大人の務めであると同時に、府政の最重要課題でもあります。

しかし、平成15年中に府内で検挙・補導された刑法犯少年は、平成14年にくらべると減少し、平成5年以来、10年ぶりに東京に次ぐ人員となりましたが、その数は、約1万4千人と依然として多いものがあります。

また、再犯率も全国平均を上回るなど、大阪の少年非行は、非常に深刻な状況にあります。

再犯率が高いという大阪の少年非行の現状を考えますと、再非行・再犯防止にむけた効果的な取組みを行うことが急務です。

知事は、平成16年度から、少年サポートセンターに「育成支援室」を設置し、非行少年の立ち直り支援を強化していくとのことですが、少年サポートセンターで、立ち直り支援を行うことの狙いはどこにあるのか、また、どのようにして、効果的に非行少年の立ち直りを図っていこうとしているのか、知事の見解をお尋ねします。

(知事答弁)

次に、少年サポートセンターの充実についてであります。平成15年の刑法犯少年の数が前年に比べ約5パーセント減少し、これまでの全国最多という状況から、10年ぶりに東京に次ぐ件数となったものの、再犯率も全国平均を上回るなど、大阪の少年非行は深刻な状況にあります。

このため、府内10箇所の少年補導センターを少年サポートセンターに改め専門職員等を配置した「育成支援室」を設置し、立ち直り支援機能を強化することにより、これまで以上に再非行・再犯防止を図るものであります。

立ち直り支援に際しましては、警察や子ども家庭センターなどとの連携をはじめ、専門職員が大学生ボランティア等の協力を得て、少年一人ひとりの性格・適性に合った体験活動などの支援活動を実施し、効果的に自己改革を促してまいります。

こうした立ち直り支援体制の強化により、非行防止を図る上で重要な補導活動などの強化も併せて図ることができ、少年サポートセンターを非行防止から立ち直り支援までの総合的な非行対策の拠点としてまいります。

## 25. 「緑のお庭」構想

次に、緑の学校・芝生化について伺います。

既に一部、報道されましたが、当初この事業の狙いとして、

- ・みどりのじゅうたんで、子ども達の健全な心と体を育てる
- ・行政・学校・NPOなどの協働で府民運動の促進を図る
- ・「安くて強い芝生」の整備・管理手法のモデルを作る
- ・都市の冷却化に貢献する

という、4点をあげています。

また、この事業の枠組みは、大阪府が5つのモデル校に対して整備費用の半額を補助し、教員、児童、PTAや地域住民などが一緒になって芝生をつくり、「維持管理の仕組みや方法」をとりまとめて事例集を作成します。そして、その後は、校庭や園庭の芝生化に取り組もうとする学校・幼稚園等があれば、ノウハウを提供して支援するというものです。

これは大変素晴らしい試みです。それはこのメニューが、子育てとヒートアイランド対策という複数の重要テーマにアタックし、取組みも学校・地域・NPOなどとの協働であり、施策の成果が誰の目にもしっかりと映るということです。

しかし、私は小学校に重点を置くのではなく、むしろ、幼稚園・保育所などに力点を置き、「緑のお庭」として、広く府内に普及させていく方が、より一層効果が上がるのではないかと考えています。

知事は今回の予算編成で、「教育・子育て」に力点をおいたと説明しています。「校庭や園庭を芝生化する」というのは、そういった視点から見ても非常に期待が大きく、これを府内に十分に普及していくためには、単年度のモデル事業に終わるのではなく、是非とも継続して取り組んでいかなければなりません。

私はこの事業に大いに期待していますし、次代の大阪を担う子どもたちのために、ゆくゆくは、幼稚園、保育所を含め、みどり豊かな校庭・園庭が広がっていくことを願っています。

そこで、再生予算枠で取り上げたこの事業について、今後、どのように取組み、普及を図っていこうとされるのか。知事の所見をお伺いします。

(知事答弁)

次に、「緑の学校・芝生化」についてですが、校庭の芝生化を、府民と一緒に進める取組みとして、再生予算枠を活用して具体化したものです。

小学校や幼稚園、保育所で、市町村と連携し、先生・児童・地域住民・NPOなど、さまざまな主体が協働して校庭に芝生を作り、維持・管理していくことは、子

どもの発育や環境学習、地域コミュニティづくりはもとより、ヒートアイランド現象の緩和にもつながるなど、様々な効果が期待できると考えております。

このような観点から、本事業を積極的に展開するとともに、芝生の植え方や管理の仕方などをわかりやすく情報提供し、一緒に汗をかきながら技術指導を行うなど、幼稚園、保育所を含めて、校庭の芝生化が広く普及するよう継続的に取り組んでまいります。

## 26 . 危機管理

### 危機管理

次に、危機管理対策、とりわけ府民の皆さんに大きな不安を引き起こしている鳥インフルエンザ対策についてお伺いします。

9年前に発生した阪神大震災は、大きな被害と多くの教訓を残し、危機管理の必要性を認識させられました。

しかしながら近年、大規模な地震や、異常気象などに伴う熱波や大洪水などの災害とともに、SARSや鳥インフルエンザ、テロなど、自然災害以外の危機事象が世界のいたるところで多発し、改めて危機管理の認識が問われています。

様々な危機事象に的確に対応するためには、体制の整備や、対応マニュアルの作成も、もちろん重要ですが、一番大切なことは、関係者すべてが「危機を察知する意識」を高めるということです。

ところが、今回の鳥インフルエンザ事件を振り返ると、食鳥を扱う事業者の体質と行政の対応のまずさ、自治体間の情報伝達での混乱など、私たちが求めてきた危機管理とは程遠く、取組みは結局、掛け声だけではなかったのかと思えてなりません。特に、養鶏業者のこの間の対応は、目先の利益追求のみで、モラルのかけらもないということを露呈しました。今一度、危機管理に対する取組み姿勢を点検しなければなりません。

そこで、まず第1点として、職員の危機意識をどのように高めていくのか。

第2に、危機管理は行政のみで対応できるものではなく、関係機関との連携や住民の理解・協力が必要ですが、今後どのように取組まれるのか、合わせて知事のご所見と決意をお伺いします。

(知事答弁)

次に、危機管理についてであります。危機事象に的確に対応するためには、職員一人ひとりが、常日頃から府民の生命や健康を守るという意識のもと、職務を遂行することが重要であります。

このため、管理職を対象とした危機管理研修や、危機事象の発生を想定した訓練

のほか、広く職員の意識啓発などを実施してまいりました。

今後、第一線に立つ中堅職員を対象とした研修を新たに行うとともに、危機管理情報担当を中心に、職員の危機管理意識の徹底を図ってまいります。

また、国や他府県など関係機関と情報の共有化を迅速・確実に行い緊密に連携するとともに、府民に対する確に情報を提供し理解と協力が得られるよう、努めてまいります。

今回の鳥インフルエンザの対応におきましては、関係自治体間で情報伝達などに混乱が生じましたが、これを教訓として、今後とも、府民の安全・安心を守るという決意のもと、危機管理に万全を期してまいります。

さて、今回の鳥インフルエンザ事件は、府民にまたまた「食の不安」を高めました。また、間違った理解によって、鶏卵や鶏肉を買い控えるといった消費者の行動などで、風評被害がすでに一部で発生し始めています。

「安全なものを安心して食べたい」と言うのは府民共通の願いであり、今回の事態も踏まえ、食に対する府民の不安を解消するためには、府民の十分な理解と府の監視や検査体制の充実が必要です。府として今後、どのように対処していかれるのか、お尋ねします。

また、今回のこの事件で、広範囲に移動禁止などの措置をとられた京都府などでは、補償問題なども起こっています。本府でこのような状態になりますと、大きな被害にあわれた生産者や、関連企業・商店などへの対処が必要になってきます。鈴木副知事や府の幹部は6日に現地を視察し、関係者の要望を聞かれたわけではありますが、何よりも緊急を要する「まん延防止対策」や、補償、セーフティネットなど、支援策をどのように考えておられるのかお尋ねします。

(健康福祉部長答弁)

本府では、年間の監視計画に基づく、効果的・効率的な監視指導を行うことにより、食の安全確保に努めてきたところでございます。

平成16年度には、新たな大規模食鳥処理施設における、食鳥検査体制の拡充強化を図るとともに、大量に食品を調理する施設など、ひとたび事故が起こると府民への影響が大きい施設に対して重点的な監視を行うこととしております。

さらに、健康被害につながるアレルギー物質や抗菌・抗生物質などの検査を行うため、公衆衛生研究所や中央卸売市場食品衛生検査所に、最新鋭の検査機器の整備を行うなど、検査能力の向上に努め、新たな事象にも対応した、食の安全確保を図ってまいります。

なお、このたび発生した鳥インフルエンザにつきましては、府民の食に対する不安が高まることのないよう、府政だよりなどを通じ、卵やとり肉を食べることによ

る人への感染は、これまで世界的にも例がないことなど、正確な情報の提供を行っているところです。

今後とも、正確かつ迅速な情報提供を行い、府民の食に対する不安の解消に努めてまいります。

(環境農林水産部長答弁)

鳥インフルエンザのまん延防止につきましては、府内の養鶏農家で野鳥との接触の可能性のある鶏舎に対しまして、府が防鳥ネットを整備するなど、早急に対策を進めてまいります。

移動禁止措置を受けた養鶏農家への経営支援につきましては、今月2日に大阪府、兵庫県、京都府の3知事から国に対し、発生の未然防止を含め、養鶏農家への支援措置等を緊急要望したところでございます。

国におきましては、農畜産業振興機構により、経営継続に向けた資材、飼料の購入等に係る融資を行う「家畜疾病経営維持資金」が設けられておりますが、先に発生した山口県では、同機構により特別に損失補填等の支援策が講じられたところであり、現在、この制度の恒久化について、国で検討されております。

また、風評被害等により売上が減少した中小企業者は、府制度融資が利用可能であり、すでに信用保証協会に特別相談窓口を設置して、個々の事業者に応じたきめ細かな対応に努めております。

今後、移動禁止の措置により大きな影響を受ける養鶏農家の方々の声も聞きながら、農畜産業振興機構による損失補填等について、国、近隣府県、関係機関等と協議するとともに、中小企業に対するセーフティーネット保証の指定など金融面における支援の実施を国等の関係機関に強く働きかけるなど、鳥関連事業者の経営支援に万全を期してまいりたいと存じます。

さらに、今回の事件が学校や家庭にどのような影響を及ぼすのか、ということも考えなければなりません。特に学校や幼稚園では、鶏やウサギなどを飼育しているところが900ヶ所を超えており、適切な指導が必要です。

子ども達が鳥に対して恐怖感を持ったり、鶏肉を食べないようになり、引いてはそのことが、動物虐待や食べ物の好き嫌いに繋がっては、元も子もありません。

今まで続けてきた動物愛護の精神や、生き物を大切にし、命の尊さを教えてきたことが無にならないよう、この間、教育委員会はどんな対策を講じてこられたのか、また今後、どう対処していかれるのかお聞かせください。

特に、一部の自治体で、学校給食に鳥肉を使用しないと決めたところもあります。府教委は学校給食での鳥肉使用は安全だといっておりますが、この点についての教育長の見解をお尋ねします。

(教育長答弁)

「鳥インフルエンザに対する対応」についてであります。お示しのとおり、子どもたちが動物と触れあうことは、生命の大切さを学び、豊かな心を育むことができるなど、大きな教育効果が期待できるものであります。

従いまして、動物飼育を通じた豊かな人間性を育む教育が損なわれないよう、今回の高病原性鳥インフルエンザに対する対応は、子どもたちに、いたずらに不安を抱かせたり、誤った理解を与えることがないよう十分配慮する必要があると考えます。

今回の高病原性鳥インフルエンザの発生に対し、府教育委員会では、府立学校及び市町村教育委員会に対して、鶏等の観察を注意して行い、異常があればすぐ報告することや、感染予防のため、畜舎の清掃や餌を与える際などの手洗い・うがいの励行、清潔な環境での飼育に努めることなどについて指導してまいりました。

このような指導にもとづき、各学校等におきましては畜舎の点検や手洗い・うがいの励行等、衛生的な飼育管理に努めております。また、学校や幼稚園で飼育している鳥について、その実態を適切に把握するため、飼育数の調査を実施いたしました。

府内の公立学校及び幼稚園におきましては、931校で約5700羽の鳥類を飼育しておりますが、現時点では、特段の報告はありません。

学校給食における鶏肉等の使用についてですが、厚生労働省や農林水産省から「食品として鶏肉、鶏卵を食べることにより人に感染した例はない」、また「ウィルスは適切な加熱により死滅する」との見解が示されております。

学校給食で使用する食材につきましては、従来、食中毒防止の観点から、75分以上加熱調理をして提供するよう指導しており、安全であると考えます。

府教育委員会といたしましては引き続き、環境農林水産部や健康福祉部と連携しながら、府立学校や市町村教育委員会に対して正確な情報を提供するとともに、風評に左右されることなく冷静に対応するよう指導してまいります。

## **27. 警察官の増員と空き交番・駐車違反**

次に、安全安心の街づくりについてです。

私たちはこれまで、府民の暮らしと、経済活動を営む上で不可欠の治安問題に、知事や警察と一体になって、「警察官や交番相談員の増員、防犯灯整備、駐車違反对策」などに取組み、大きな成果を挙げてきました。これに手を緩めることなく、引き続き、安全確保への取組みを強めていかなければなりません。

今後も国に対し、引き続き警察官の増員要求を強く働きかけられるよう要望しておきます。また、駐車違反取り締まり対策に、すべて警察官を充てるの

ではなく、別の方法を講じるべきだと、たびたび申し上げてきましたが、現在、警察庁でもこの検討を進めていますので、国の動きに十分留意し、新しい動きに遅れることなく、速やかに取り組めるよう、十分な体制づくりを求めておきます。

さて、空き交番対策であります。新年度の予算案では、100人の相談員の増員を計画しています。

府民の皆さんから要望が強い「空き交番」と言われるのは、一体どれだけ府内にあるのか、それに対する交番相談員の配置について、今後どのように取り組まれるのか、お尋ねします。また、交番相談員を拡充するにあたって、その運用はどのように考えておられるのでしょうか、警察本部長にお伺いします。

(警察本部長答弁)

大阪府下には交番が610あるが、全ての交番に警察官を配置しており、いわゆる「空き交番」とは、勤務員がパトロールや110番通報の対応、交通事故処理等の所外活動に従事し、交番の警察官が一時的に不在となっている状態のことと理解している。

こうした、警察官が不在となる交番の状況は、勤務員の取扱い事案に左右されるものであり、不在状態の交番を具体的な数字として把握することは困難である。

このような状態を少しでも解消するため、交番相談員を配置し、府民の皆様方から好評を得ているところである。

平成16年度は、交番相談員100人の増員をお願いしており、これが認められれば、全交番の半数を超える318交番に配置できることとなり、空き交番状態の解消に相当の効果があると考えている。

今後も警察官の増員状況等も踏まえながら、その充実に努めてまいりたいと考えている。

また、交番相談員の運用については、取扱い事案や来訪者の多い交番のほか、空き交番状態を解消するという観点も踏まえ、効果的な配置に努めるとともに、交番や交番だよりの作成等その業務内容についても検討している。

## **28 . 警察署・交番のIT化**

また、警察官の増員や交番相談員の配置で、交番体制を強化していきくのに加えて、警察事務の効率化を図るため、交番をはじめとするIT化をさらに進めるべきではないかと思えます。どのように推進されるのか、併せて、ご所見をお伺いします。

(警察本部長答弁)

警察署・交番の IT 化は、現場警察官の活動を支援するとともに、業務を効率的に進めるために重要であると考え、これまでに情報処理基盤を整備し、各種情報処理システムの構築を進めてきたほか、通信指令システムの高度化などを図ってきたところです。

警察署については、64 の警察署に約 2000 台のパソコンを配備するとともに、警察本部と警察署の間をネットワーク化し、効率的かつ効果的に業務を推進できる体制となっています。

また、交番については、先般、府下 610 全ての交番に各 1 台のパソコンを配備し、被害届受理等の事務の効率化を図ったところです。

なお、平成 16 年度予算案において、警察本部と警察署間の通信ネットワーク回線の高速化等をお願いしており、今後とも警察活動の更なる効率化や、府民のニーズに沿った業務の推進のため、IT 化を積極的に推進してまいりたいと考えています。

以上、太田知事はじめ理事者の皆さんに、府政の重要課題を取上げて質問してまいりました。これ以外にもお聞きしたい課題がまだまだ多くあるわけですが、時間の関係で、後の審議にゆだねてまいりたいと思っております。知事はじめ理事者の皆さんの真摯なご答弁を期待し、1 回目の質問を終わります。

長らくのご清聴、誠にありがとうございました。

## 中村哲之助議員の再質問 【再登壇】

「再生予算枠事業の基本的な考え方」について、先ほど、知事からご答弁をいただきましたが、各事業をみても、評価に値する事業もある一方で、「あえて再生予算枠を使わなくても実施することができるのではないか」「再生予算枠を活用するまでの事業の新規性はどこにあるのか」と思うような事業も見られ、知事がかねがね言われている「選択と集中」の理念が十分に示されていないものもあるのではないのでしょうか。

今議会では、例えば、福祉医療制度の見直しなど、府民が痛みを伴う内容も示されています。また、来年度に改定を予定されている「行財政計画（案）」についても、その検討の中で、従来、実施することが当たり前であった事業も、踏み込んだ見直しが必要になってくるでしょうし、府民の理解と協力なくして、この難局を乗り切るのは不可能です。

再生予算枠は、予算全体の中でも、まさに知事の政策的予算であると思います。知事自身は、この再生予算枠にこめた思いがあるのですが、その思いが府民の理解を得られるようにしなければならないと思います。

先ほど、知事から「再生予算枠事業については、十分精査をし、今後とも効果的な運用に努めていく」との答弁がありました。15年度の再生予算枠事業

の中でも、確かに、学力向上プロジェクトの中の「OSAKA教育フォーラム」開催事業のように、単年度で実施されたものや、「大阪エコエリア構想推進業務」のように民間事業者の提案を受け、事業が具体化されることから、再生予算枠で取り扱う役割の終わったものなど、16年度の再生予算枠としては除かれているものもあります。

このように、いったん再生予算枠事業としたものであっても、「事業効果が定着したかどうか」「課題への対応が必要かどうか」などの観点から、毎年度、その精査を行うとともに、事業の選択にあたっては、緊急性の高いもの、波及効果の大きいものに限定することが必要です。

この場で再度の答弁は求めませんが、再生予算枠の運用に当たっては、より一層精査をし、誠心誠意取り組まれるよう要望しておきます。

府立インターネットデータセンターについては、厳しい経営状況の中にあっても、セキュリティ、安全性の確保に取り組む姿勢を伺い安心しました。

すでに、データセンターには、庁外からアクセスする府関連の情報のほとんどが移管されており、まさに府の情報の心臓部となっています。このようなデータセンターが高度なセキュリティを確保することは、府民に安心を与え、高度情報社会を支える生命線として極めて重要であります。

このような意味で、先程の企画調整部長の答弁にあった、データセンターが新年度中に取得を目指すISO基準の情報セキュリティマネジメントシステム、一般的には、省略してISMSと言いますが、この認証取得は、大変意義があると思います。

このISMSについては、英国で5年前に策定された基本ルールをベースとして、ISOの国際基準が定まり、その後わが国に導入されました。現在、国内で認証を受けている事例は328件ありますが、ほとんどが民間であり、約半数は東京都内の事業所で、まさに東京一極集中の状況であります。

かつて、大阪府は、環境ISOを全国都道府県に先駆けて取得するなど、国際標準への取り組みについて都道府県の先導的な役割を果たしてきた実績を持っています。

ブロードバンドの普及、電子自治体の推進にともない、今後は、セキュリティについても、環境ISOのように、認証の取得が一般的になる時代がくると思います。

このデータセンターの認証を契機に、府としても情報セキュリティ対策の一層の強化を図り、都道府県の電子自治体の取組を先導するとともに、中小企業をはじめIT化の遅れている大阪が先進的IT都市として、関西、西日本を牽引するような取組を進められることを要望します。